

## ロボット関連産業基盤強化事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、ロボット関連産業基盤強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を東日本大震災からの復興を促進することを目的とし、ロボット関連産業分野において、事業者等が実施するロボットの要素技術開発、実用化など企業技術の高度化を図る事業を支援するため、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年10月27日福島県規則第107号）（以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

### (補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、別表第一に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する際に要する別表第二に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助対象事業を実施する事業者等（以下「補助事業者」という。）へ交付するものとし、その額は、補助対象経費に別表第三に掲げる補助率を乗じ、予算の範囲内で知事が定める額とする。ただし、次項に掲げる「みなし大企業」は、別表第三における「大企業」の補助率とする。

2 この要綱における「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること

### (交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、様式第1号による補助金交付申請書に知事が定める書類を添えて知事に提出しなければならない。その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 申請者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第四条 知事は、第3条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときには、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、第3条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 知事は、第3条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の経理等)

第五条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後5年間、県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第六条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときには、あらかじめ様式第2号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20%以内の流用増減を除く。
  - (2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
    - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
    - (イ) 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部の変更である場合
  - (3) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項を承認する場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事故の報告)

第七条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第3号

による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

(債権譲渡の禁止)

第9条 補助事業者は、第4条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 知事が第12条第1項に基づく補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて、債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
  - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
  - (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、福島県財務規則に基づき知事が会計管理者に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、知事が求めるとき、様式第4号により提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、様式第5号により補助対象事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して10日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 補助事業者は前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金額が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要と認められる経費については、概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときには、様式第6号による精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第2項に基づく返還の規定については、第12条第3項の規定を準用する。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の交付の決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、条例、本要綱又は法令、条例若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 補助事業者から、第6条第1項第3号に基づく申請があったとき。
- (6) 補助対象事業に従事した者が、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省）により研究活動の不正行為があったと認定された場合。
- (7) 補助対象事業に従事した者が、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日経済産業省）により公的研究費の不正使用及び不正受給があったと認定された場合。
- (8) 補助事業者が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（補助事業者の役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。なお、暴力団員には暴力団での構成員でなくなった日から5年を経過していない者も含む。
  - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 補助事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く）に、知事が補助事業者に対して当該契約の解除を求め、補助事業者がこれに従わなかったとき。

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されている場合、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条3項の規定を準用する。

#### （財産の管理等）

第16条 補助事業者は補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第8号を記帳整理し、これを保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条第1項に定める実績報告書に様式第9号による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

#### （財産の処分の制限）

第17条 取得財産等のうち、規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格または効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品とする。

- 2 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）の別表の一の項に定める処分制限期間とする。
- 3 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ様式第10号を知事に提出しなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(実施結果の実用化及び報告)

第18条 補助事業者は、補助事業の成果の実用化に努力しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間（補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度については、補助事業実施年度を含む）の実用化状況について、様式第11号を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の報告をした場合において、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第19条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合及び補助対象事業において特許権の取得に係る補助金交付を受けた場合には、様式第12号を知事に提出しなければならない。また、前条第2項の事業化状況報告書にその旨を記載しなければならない。

(収益納付)

第20条 知事は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助対象事業を実施した補助事業者が当該補助対象事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与により収益が生じたと認めるときは補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

2 前項に基づく納付は、補助事業の完了年度の翌年度以降5年間とする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月7日から施行する。

別表第一

企業区分		補助対象事業
県内企業 (※1)	大企業(※2)	ロボットの要素技術である「センサ」「知能・制御系」「駆動・構造系」「その他」の技術開発や実証試験等を行う事業、または上記の技術を組み合わせたロボット開発とする（その他の場合は具体的な分野等について記載すること）。 なお、事業の実施場所は県内とする。
	中小企業(※2)	

※1 福島県内に本社、試験・評価センター／研究開発拠点、研究成果を用いた生産拠点が所在する企業

※2 中小企業の定義は下表のとおりとする。

業種	定義(従業員規模・資本金規模)
製造業、その他業種	300人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下



別表第二（補助対象経費）

経費区分	内容
旅費	補助事業を行うために直接必要な、補助事業者職員の旅費及び外部の専門知識の提供等を受ける講師等の旅費実費 なお、旅費の支出に関しては、企業の規定によること。また、出張等の承認、出張依頼の書面及び出張報告書を作成すること
消耗品費	補助事業を実施するために直接必要な原材料費及び消耗品費
機械設備費	補助事業を実施するために直接必要な機械装置（ソフトウェアを含む）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 補助事業を実施するために直接必要な機械装置を製作するために必要な工具器具備品（木型、金型を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する費用
外注費	加工等試作（ソフトウェアを含む）の外注に要する経費
人件費	補助事業に必要な研究員の人件費
開発費	1)実証試験費 ・実証試験実施施設、会場等の借上げに必要な経費 ・実証試験実施に関する安全確保のために必要な経費 2)各種評価試験に伴う手数料等 3)指導費 補助事業のために直接必要で、外部の専門知識の提供等を得たものに対する謝礼 4)知的財産取得に関する経費（拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する場合を除く） 5)ロボット等の運搬費 6)その他必要と認める研究開発経費
その他	その他知事が認めるもの

別表第三（補助率）

企業区分	補助率	補助対象事業費の上限額
大企業	3分の2	1,000万円
中小企業	4分の3	